

一 経済・行政政策

1. 実効ある行政改革の推進と県財政の健全化について

- (1) 昨年度の「臨時職員」「嘱託員」等の労働条件の改善要望について、「職員の労働条件に準じた取扱いに努めている。」との回答であり、昨年までの数年間時間単価等も引き上げられていなかったと推計する。

この間香川県の最低賃金は2005年の625円から毎年上昇し、2014年では702円へ引き上げられたことから、この10年間で77円(12.3%)上昇しているが、臨時職員の場合はどうのような推移をたどっているか明らかにされるとともに、次年度は今年度改定される最賃の上昇額を参考に賃金決定を行うこと。

また昨年改定された「パートタイム労働法」では、通勤費等についても特段の理由が無い場合社員と相違させてはいけなくなっているが、臨時職員等はどうのように扱われているのか明らかにされたい。

- (2) 来年の参議院選挙から選挙権が18歳に引き下げられることとなった。しかしながら、若年者の投票率は30%程度に止まっており、今のままでは対象は広がったとしても、多くの棄権者が想定される。

短期的な取り組みとして、①全世代を対象にし、期日前投票等を含め投票行為を促す更なる周知・PR活動の実施、②投票場の増設(復活)やバリアフリー化の推進、③有効な期日前投票所の設置・拡大、④教育機関を巻き込んだ若年向けのPR活動等を実施すること。

また中長期的には、①中学・高校での立憲主義に基づいた主権者教育の実践、②地域活動等社会参加を促す取り組みを、若年層の意見・要望をふまえつつ検討すること。

- (3) 開かれ身近な地方政治とするために、議会のインターネット中継に加え更なる工夫・検討を行うこと。

- (4) 昨年の回答で、「社会保障・税や災害対策に関する分野に類する事務で、行政運営の効率化や県民の負担軽減の観点から、独自活用する事務について検討を行っている。」とのことであったが、どの程度検討が進んでいるか明らかにされたい。

また先の「日本年金機構不正アクセス事案」でも明らかになったように、①個人情報扱う端末とインターネットに接続された端末が同じネットワークを介していたことなどのハード的な不備、②ファイルパスワードの徹底や不正アクセスと見抜けなかった職員教育の不十分さ、③報告が上層部まで届かない個人情報の管理体制等の不徹底等、個人・組織での取り組みに甘さが見られた。

昨年回答では「直接個人番号を用いない方法としたうえでアクセス制御や通信の暗号化を行い、罰則規定も設ける。」とされているが、県民に不安を与えないような十分な対策を講じること。

2. 公正労働基準の確立と広域行政の在り方について

- (1) 公契約条例の必要性については、全国でも広がりを見せており、広義の公契約を対象に総則的

事項を定めたものを含めると、長野県など5県を含め全国で25自治体が制定し、内16自治体は賃金条項が盛り込まれた条例になっている。

香川県においても数年来研究会を実施していると聞いているが、研究会を開催するにあつたての課題認識と論議内容を明らかされたい。

また地方創生に大きく影響する雇用の関係では、「安心・安定した雇用環境」が官民間問わず必要であり、特に公契約の下において賃金や労働条件（特に過重労働や残業代未払い）での法令順守は絶対守っていかなくてはならない。

一昨年、土木部管内での監査状況は発注のうち、数件にとどまると聞かされた。余りにも少な過ぎると思われるし、作業の安全面に重きを置いた監査であると推測もされる。

安全面を最優先にしつつも、健康管理にもつながってくる労働環境での法令順守のチェック体制を強化すること。

(2) 県内の水道広域化について広く住民のコンセンサスを図りつつ、広域化の目的である将来にわたり安全安心な水道水を安定的に供給できる経営・運営基盤の強化・確立することが重要である。

その考えに基づき、以下の4点についての考え方を示すこと。

1) 県内水道事業広域化プロセスについて

- ① 組織改編・業務移行の混乱を最小限にするため、設立準備会協議会は、広域化の行程において、水道広域化専門委員会提言のとおり、業務の共通化、共同化による公公連携を推進の後、業務分析評価のプロセスを踏まえ企業団設立の時期を適切に判断すること。
- ② また、県内一水道の事業形成が企業団設立に最大メリットをもたらすため、前段の評価プロセスを踏まえ、全ての自治体の企業団参画コンセンサスを得てから行うこと。

2) 施設統廃合と水利権調整について

- ① 原水水源の相互融通は広域化メリットの大きな要素であり、広域化事業認可の必須条件でもあるため、地元水利の利害調整については、企業団設立までに県・市町が主体的に調整を行うこと。
- ② また、早明浦湧水に対する水源余裕率の確保と、浄水コスト・水質管理の面でのベストバランスを考慮し、香川用水と有効自己水源の取捨選択で企業団負担を低減できるよう最適水源比率の常時水源を維持し、湧水リスクなどを分散できる施設整備計画を策定すること。

3) 水道料金について

広域化水道料金設定は、料金値上げありきの議論とせず、現有資産の有効活用やダウンサイズによる施設更新計画、実質償却期間の延長などによる事業費低減・平準化と一般会計繰入金の適正運用、水道事業が安定継続できるよう料金設定し、経過措置期間や流域単位の料金設定などあらゆる手法を考慮することで県民需要家のコンセンサスを得ること。

4) 広域事業体の人的基盤確保について

- ① 広域企業団運営の安定性を確保するため、企業団採用職員と自治体派遣職員の混在期間や身分移管による職員身分の混乱を招かないよう、素案の段階から当該構成労働組合との事前協議をすること。
- ② 企業団の責任ある事業運営を確立するため、現在自治体職員の水道事業への人事施策は、事業経営ノウハウ・技術力の向上継承を目的とし、水道プロパー職員による広域事業体移行を見据え、県内関係自治体の統一見解構築の下で人的基盤確保を図ること。

二 産業・中小企業政策

1. 地場中小企業の育成・支援について

- (1) 香川の経済を発展させていくためには付加価値の高い製品や顧客満足を生み出して行くことが求められており、とりわけ、次世代を担う若者への技能の伝承や教育は極めて重要であり、より多くの若者に技能の大切さやものづくりの魅力について理解を深めて頂くことが重要であると考えます。

近年マイスター技能資格を取得した固有技能講師が小・中学校に出向き「ものづくり授業」を開催しているが、一方でものづくり産業について子どもたちが「あの会社で働きたい」「この製品を作りたい」と夢を抱けるよう学校教育の段階から気づきを与える取り組みが必要ではないのかと考えます。

従来からある企業体験コース以外で県と企業が一体となって新たな取り組みを加速させること。

- (2) 希少糖は食品、医療、農業など様々な分野で可能性が広がっているが、近年、香川大学の研究で果糖からプシコースを生成する酵素が発見され、量産が可能になったと聞いているがこの技術を使った商品開発や販売戦略を加速させ、メディアへの積極的な働きかけを展開し、希少糖の全国的な認知度の向上と国内にとどまらず世界に通じる香川の希少糖ブランドを確立させること。

2. 観光産業の発展と地域の活性化について

- (1) 来年3回目となる「瀬戸内国際芸術祭」が開催される。過去2回、国内外から多くの観光客が香川に来県し、瀬戸内の風土、香川の風土に触れられ、また香川に来たいと思えるような取り組みをしなければならない。

香川へのリピーター率を増やす取り組みについてどのように考えているのか明らかにされたい。

- (2) 県はLCCなど県外・国外からの観光客誘致に積極的に取り組んでいる。最近では団体旅行よりも個人で旅行を楽しむ傾向にあり、来年に予定される瀬戸内国際芸術祭では顕著に表れているにも関わらず、県内における2次交通は脆弱と言わざるをえない。鉄道やバス、船舶、自転車などさまざまな交通機関が広域的に機能するよう、各市町と連携し個人観光客、さらに県民が移動しやすい交通網を整備すること。

- (3) 新屋島水族館が平成 27 年度中に閉館する事が決定された。核となる施設が無くなるという事で今後、屋島観光に大きな打撃を与えると思われる。今後の屋島観光について、どう考えているのか明らかにされたい。

またレジャー施設と観光施設等の連携を図り回遊性を持たせ少しでも滞在時間を長くしてもらええる取り組みを図ること。

三 雇用・労働政策

1. 現在、「まち・ひと・しごと創生法」が制定され、県内自治体で委員会を立ち上げている。このなかでは、「地方における安定した雇用を創出する。」ことも基本目標に掲げられている。県として各自治体の議論経過を注視するとともに、良い施策に対しては県も支援を図るようお願いしたい。
2. 今後、労働人口が減少することが明らかになっている。県の発展の為に労働力の確保は喫緊の課題となる。安心して働き続けられる労働環境を整備し、労働力の減少に歯止めをかける具体策を示すこと。
3. 労働局が主催し、県も参画している「香川働き方改革推進本部」の中で、2013 年での総労働時間は 1,831 時間で全国 8 位、週 60 時間働く雇用者の割合が 9.9%で全国 10 位と高位にいる。2016 年度より具体的な目標をもって削減に取り組むこと。
また有給休暇の活用促進策を、地域・企業等と連携し検討すること。

四 男女平等・女性活躍支援

1. 妊婦健診への支援強化等
 - (1) 「妊婦健診の全公費負担」は、県の積極的な取り組みがあり県内全市町 14 回を可能としたが、引き続き継続実施するとともに、回数の拡大についても検討をすること。また、県ホームページや広報誌で妊婦健診の大切さ、相談窓口、出前講座を広く PR すること。
妊娠のハイリスク者対策に重点を置いた施策の充実を関係機関と連携し取り組みをさらに推進すること。
 - (2) 不妊治療を行い高齢出産も増えている。特定不妊治療費の一部助成に年齢制限がないことで、経済的負担の軽減が図られ、妊娠・出産につながっている。現行の助成制度の継続を強く求める。
2. ワーク・ライフ・バランス、次世代育成支援の推進について
 - (1) 「女性職員の採用・登用拡大計画」については、国の目標である 30% (2020 年) 達成に向けた取り組みが進められていると思うが、平成 26 年度の県職員の女性管理職は 9.2% (教育委員会・警察本部含む)、このうち一般行政職は 7.4%という結果が出ている。

今後、行政職場における女性職員の管理監督者への登用について、年次毎の具体的数値目標を設定し、スケジュール感をもって取り組むこと。

また今後とも日常における職員の意識改革や登用を阻害する要因（遠距離通勤、業務の固定化等）の改善を図るための施策を検討・実施すること。特に男女ともに課題である超過勤務の縮減について、種々の取り組みを実施しているとのことだが、民間の参考にもなると思われるので、効果がでている取り組み例を明らかにすること。

(2) 岡山県「はたらくパパたちの育休等支援金」や鳥取県「男性の子育てしやすい企業支援奨励金」等、県としても男性が育児を行う動機づけになるような具体的な助成策を講じること。

(3) 男性育児休業取得率については、第2次男女共同参画プランに基づく目標と最終年度である今年度の達成状況を明らかにすること。

また、2015年4月から新たに策定された、次世代育成推進法に基づく特定事業主行動計画「香川県庁未来を育てる子育て応援プラン（2015～2019）」を実効あるものとし、民間の手本となるよう男性育児休業が取得し易い環境をつくること。

(4) 政府の仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章・行動指針では、テレワーク（在宅勤務）が有効に活用されれば、育児・介護を含む生活と仕事の距離が接近する等、時間的余裕が創出可能とし、テレワークをワーク・ライフ・バランス実現のための重要な取り組みとして位置づけており、「輝くテレワーク賞」を設け先進的な事例を募集している。

テレワークは、障がい者雇用の対応含めた多様な働き方への対応、大規模災害発生時の対応の観点からも、有効であると考えことから、厚生労働省「情報通信機器を活用した在宅勤務の適切な導入及び実施のためのガイドライン」に定められた適切な労務管理および十分な労使協議を前提に、香川労働局と連携し県内企業での導入の推進を図ること。

3. 女性活躍の支援策

働く女性の約6割が第一子の出産を機に退職しており、この状況は育児休業法が制定された1992年以降も改善されていない。また結婚を機に辞めた人も含めると比率は更に増すものと考えられる。結婚・妊娠・出産を機に退職を余儀なくされている女性の継続雇用率を高めることがまず必要である。

しかしながら現に仕事を離れた女性が、少しでも良い条件で改めて就職できるように教育支援策や研修期間中の経済支援策を講ずること。

また女性が就業することが多く人材不足が言われている介護・看護・保育への再就職を促す支援策を検討すること。

五 子育て支援政策

1. 保育政策

(1) 保育士確保について昨年の回答では、県として取り組むべき重要な課題と認識し、保育現場からの意見聴衆や、各自治体からのヒヤリング等を実施していることについては評価するが、保育士の確保と保育士が保育現場で定着するための以下の対策を早急に執ること。

① 県としては、「就職相談会、指導監査等を通じて現場から人材確保に関する意見をいただくとともに、各市町から保育士確保策についてヒヤリングを行っている」とのことであるが、その結果を公表すること。

併せて、「県として、人材不足の原因の究明・分析を行い、有効な対策が取れるように努めたい」との回答だが、その結果を明らかにし、早急に保育士確保ができるよう具体的で有効な対策を執ること。

② 保育士は、子どもたち一人ひとりの人権や保護者の権利を保障する重要な任務を担っている。それだけに、保育士は子どもたちにとって大切な環境です。しかし、その保育士の権利が保障されず働き続けられなくなっており、子どもたちの育ちや保護者の権利を保障することが困難になっている。

国では、保育士確保プランを策定し保育士の確保に取り組んでいるが、人材育成よりも、再就職支援より、就業継続支援よりも何よりも、まずは保育士の労働条件の改善が急務であることから、県としても保育士確保と併せて、保育現場で定着して働けるよう、労働条件改善のための積極的対策を行うこと。

中でも、労働基準法、条例・規則などの法律違反を一掃し、様々な権利行使ができるよう徹底した対策を執ること。

(2) 子ども・子育て新制度実施については、制度趣旨や理念、国の基本指針にある「すべての子どもたちの最善の利益の保障、良質かつ適切な保育・教育内容」になる条件・環境の整備をはかるために下記の条件を整えること。

① 昨年度、「臨時・非常勤等職員の賃金・労働条件の改善を図ること」の要求対し、「国に対して保育士等の労働条件の改善について、必要な措置を講じるよう国に要望している」と回答があったが、国に要望して結果どうだったか明らかにすること。

また、国への要望が現実にならなかった場合、県としてどう対策を取るか示すこと。

② 子ども・子育て新制度では、消費税法第1条2項に基づき、公立保育所の臨時・非常勤等保育士の給与についても、少子化に対処するための経費と規定されていることから、公立保育所の臨時・非常勤等保育士の給与を改善するように自治体に周知・徹底すること。

(3) 子ども・子育て新制度スタートにおいて保育の質の改善として、3歳児の配置基準が加算措置になり、すでに地方交付税で対応することになっています。県としても県内のすべての保育所で配置基準が改善されるよう助言・指導を徹底すること。

また、加算措置で制限されることなく、公立保育所、民間保育所の子どもたちが平等に保育を

受けられるよう、県としての財政支援を行うこと。

- (4) 民間保育士の給与は、新制度実施により3%加算と国家公務員の給与改善に基づく2%を合わせ5%加算が決まっていることから、民間保育所職員の給与改善がされるよう県としても徹底した指導・助言を行うこと。

さらには、国会では、「賃金の改善が円滑に実施されるよう、しっかりと監視していく」との答弁がされていることから、民間保育所の職員に確実に支給されるよう監視体制を整えること。

また、5%改善は、昨年度給与額を基準にしたものであり、今回の予算措置とは関わりなく実施される定期昇給については、加算実績の対象外とすること。

2. 子育て支援政策について

- (1) 昨年度求めた「長期休業期間への対応」について、市町が実施したニーズ調査に応じた対応がなされているか明らかにされたい。

また「放課後児童健全育成事業」の予算を見ると、高松市分が加算されているものの、全体的な予算は増えていないように思える。前記「長期休業期間への対応」も含め、ニーズに対応した事業供給ができるようにすること。

更には「地域子育て支援人材事業」で支援員の養成は行うこととなっているが、同支援員の処遇の改善も図ること。

- (2) 2014年度から取り組んでおり、2015年度拡充している「かがわ健やか子ども基金事業」は市町の創意工夫を促しつつ支援を行うなど良い施策と考えている。同基金事業を含め、更なる市町への支援策を検討するとともに、市町連携の施策も検討すること。

- (3) 県下の大半の自治体が乳幼児医療費支援補助を中学卒業までとしている。県の負担分としている就学前までを、次年度ではまず小学校卒業までに引き上げるか、または負担割合を2/3等に引き上げること。

- (4) 病児・病後児保育利用料無料化事業の対象を拡大したことは経済的負担を軽減するためにも良いことだと思うが、施設が無い自治体・地域もあることから県民のニーズを充足しているか不安がある。

一昨年実施した市町でのニーズ調査等で見えてくる同事業への要望をふまえて、対象の拡大と、施設の拡充ならびに必要な場合は市町連携を進めること。

六 福祉・社会政策

1. ひとり親家庭支援

香川県ひとり親家庭等自立促進計画（2015～2019年度）が策定されたが、現状と課題として「母子世帯での年収200万未満が58.3%」「母親は常用雇用が半数に満たず、雇用や身分が不安定」「経

済的に余裕が無いので子どもの習い事ができない」等の回答がアンケート結果としてあがっている。

また自立促進計画では具体的な取り組みとして、5つの課題と40余りの事業等が記載されており、個々人のニーズにあった支援事業もあると思うので、幅広く浸透する周知活動を行うとともに、以下の取り組みも行うこと。

- (1) アンケートで実態に近い数値が把握されているにも関わらず、自立促進計画では数値目標等が掲げられていない。自立促進を具体化するためにも、ぜひ数値目標を設定すること。
- (2) 各事業が県・市町や外郭団体等が実施することとなっているが、どの窓口で相談があった際でもワンストップで対応するか、もしくはスムーズに引き継いだり、支援策を組み合わせることが必要と考える。連携やネットワーク、コーディネートをどのように対応するのか明らかにされたい。
- (3) 調査結果には「子どもの貧困率」の記載が無いが、全国的にはひとり親世帯の54.6%が貧困であるとされている。アンケートでも習い事に関し経済的な余裕が無いとのことである。ひとり親家庭学習支援員派遣事業の増額や新たな事業の検討など、更なる支援策を検討すること。

2. 子どもの貧困対策推進

「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が2013年6月制定され2014年1月の施行となった。子どもたちが前向きに成長していける社会の実現が必要であり、貧困の連鎖が起こらないように環境整備と教育機会の提供を行うことが必要と考える。

そのために県は「子どもの貧困対策推進計画（仮称）」を策定しようとしているが、同計画の中で以下の取り組みを進めること。

- (1) 現状把握の中で各種数値が出されているにも関わらず、同計画（仮称）素案では数値目標が掲げられていない。ぜひ5年間での数値目標を設定すること。特に全国と対比し劣る項目は設定すること。
- (2) 子ども・保護者ともに、相談や支援内容は複数かつ複合的にあると思われる。相談窓口がいろいろあるが、一本化・ワンストップ化を指向すること。また回りの者が問い合わせ等できる相談窓口も設け周知を図ること。
そのことと合わせ、県が主導し、市町・外郭団体等を巻き込んだ「子ども見守りネットワーク」の構築を検討すること。
- (3) 教育支援において「学校をプラットフォームとした対策」とあるが、不登校等の対策としてフリースクール等も対象とすべきであり、その支援策を検討すること。
- (4) 地域・企業や各種団体との連携は重要と考える。いろいろな学習機会や連携方法を模索し、社会教育を実践すること。その場合地域での人財投資との位置づけで、企業等からの各種支援を募

ってみること。

- (5) 奨学金等の教育資金に関し貸付によるものが多いと考える。貧困世帯に限っての、給付方式や一部給付方式、貸付でも無利子枠の拡大を検討すること。
- (6) 「児童養護施設等を退所した児童のアフターケア」について、同計画（仮称）素案では「アパートの賃貸時の保証人への損保保険料の補助」が記載されているのみであり、その他の支援については触れていない。県立児童自立支援施設を始め、民間の児童養護施設においても、退所児童に十分なアフターケアを行っていくためには、施設に対しての人的・経済的支援が必要であると思われる。これについて県としての今後の取り組みを示すこと。

3. 生活困窮者対策

- (1) 2015年度予算では生活困窮者自立支援事業として63百万円あまり予算計上しているが、その2/3を占める「自立相談支援事業」の一環として、行政や社会福祉協議会に限らず関係者の情報を活用して、生活保護や生活困窮に至る前の段階から早期に支援できる体制を県と市町連携し構築し、広く県民に周知すること。その際の就労支援は大きな要素と考えるが、香川労働局と連携し運営する「香川求職者総合支援センター」の活用など、労働局との連携も強化すること。
また連合香川が市町に対し行った「2015年度政策・制度要望書」の昨秋の回答では、実施体制の検討中のところが多かったが、年度内には取り組み状況と課題等の洗い出しを市町とともに実施し、セーフティネットの改善に努めること。
- (2) 特に生活保護世帯も含め、高校生までの子どもがいる世帯には訪問支援を充実させるとともに、世帯・子どもの環境にあった学習支援を行うこと。

4. 児童福祉政策について

- (1) 児童虐待に関する昨年回答で「支援が必要な家庭がある場合は養育支援訪問事業を行う」とあるが、県内では6/17自治体が未実施（H25.4時点）であると認識している。以降拡充はされているのか。また未実施自治体への支援等は行われているのか明らかにされたい。
- (2) 去年度の本県内で対応された児童虐待件数は、724件（前年度551件）と大幅に増加している。虐待対応件数については、ここ数年で増減を繰り返しているが、社会の虐待に対する知識・理解の深まりと共に、今後も増加基調で推移するものと考えられる。
また、本年7月からは児童相談所全国共通ダイヤル3桁化（189）に伴い、虐待通告・相談件数の増大が予想される。ただ、住民が通告・相談をしやすい体制は整ったとしても、それを受理した後に対応できる体制が無ければ真の問題解決には至らない。
よって今後の課題として、①夜間休日も含めた県・市町の相談体制強化、②対応する職員の専門性の向上、③警察とのさらなる連携強化等の必要性が高まっている、と考えられるがこれらについて県としての考えを明らかにすること。

(3) 非行問題について本県では警察OB、児童福祉関係職員OB等からなる「スクールサポートチーム」を学校へ派遣し、体制整備を行っているところであると思われるが、学校現場では依然として生徒の問題行動の対応に苦慮している。加えてスマートフォンアプリ等の普及により非行が広域化・複雑化しているという現状がある。

非行少年への対応は今後ますます専門性を要するものとなることが予想される。より専門的な支援を行うためには、①教員の非行対応力向上のための研修、②児童相談所における非行相談体制の強化、③現在改築中の県立児童自立支援施設における支援（入所中だけでなく退所後のフォローアップも含めて）を充実させるための人的整備等を行うこと。

(4) いじめ・競争等で学校を離れた子どもにとっては、教育の機会や社会の接点が無くなってしまふ。憲法にもすべての子どもに教育を受ける権利が保障されていること、また社会復帰するためにも、居場所や社会の接点をいろいろな形で提供する必要があると考えており、以下の対策を検討すること。

① 公的機関の「教育支援センター」以外にも、小中学生に加え高校生も通えるような自立支援ルームやフリースクールの活用も重要と考える。実態把握のうえ、財政支援を検討すること。

② 学校に行っていれば音楽室、図書室、体育館などの施設が使えるが、不登校の子どもたちは、スタジオや体育館を借りるのに費用がかかってしまう。すべての子どもが教育を受ける権利があることから、すべての子どもにも自由に施設が無料で使えるように対策をとること。

③ 前記、施設や自立支援ルーム、フリースクールに通う際の定期券についても学割が使えない。何らかの対策を取ること。

5. 障がい者福祉政策について

昨年回答の中では、県教育委員会の障がい者雇用率が2014年度2.1%であるとのことであった。県庁全体としてどのように推移しているのか示すこと。また雇用率とともに離職率はどうか明らかにすること。

働き続けられるためにハード・ソフト面の充実については、どのような取り組みがなされているのか、民間にも参考になるように事例も明らかにされたい。

6. 安心の介護政策について

2015年度処遇改善加算が12,000円になったが、介護報酬が引き下げられたことにより賞与等が減り、実質の年収が減っているケースもあると聞く。介護離職が多いのは賃金等の労働条件が低いからとの指摘もある中、介護職員処遇改善加算が労働者に確実に支給されることは重要である。

そのような中、処遇改善加算を活用した職員の賃金補償は必要と考えるが、県内ではどの程度処遇改善加算が利用されているのか明らかにされたい。また今回の処遇改善加算については、計画書と実績報告書を事業者は提出しないと聞いているが、県はどのような指導体制をとるの

かも明らかにされたい。

七 医療政策

1. 看護師等の医療従事者の不足が地域医療の確保を困難にしていることから、医療法が改正され、医療スタッフの離職防止や医療安全の確保等を図るため、香川県においても4月に「医療勤務環境改善支援センター」が設置されたが、今後はセンターの活動の充実を図り積極的な取組を行うこと。
また勤務環境改善のためのマネジメントシステムの導入状況等について明らかにし、今後の取り組みについて示すこと。
2. 病床機能の報告制度をもとに、県として地域医療構想策定にあたっては、地域の医療機関等の整備状況を的確に把握して、県民が地域で安心して暮らせるような地域医療構想を策定すること。
また、地域医療の中核となる自治体病院の役割を明確にし、必要な機能の充実を図れるよう支援策を検討すること。
3. 医師確保については、県として積極的に進めることが重要と考えているが、昨年の回答では医師確保策等は記載があるが、「県立病院を核として医師確保を行い、各自治体等に派遣する体制等の構築を検討すること。」の具体的回答が無いが考え方を明らかにすること。
また、地域医療支援センターの機能強化を図り、勤務医の負担軽減や勤務条件の整備のため、独自の財政支援策等を検討するなど具体的な改善策を講ずること。
4. 看護職員については、夜勤交代制勤務や医療の高度化による負担増等による離職のため不足していると考えられる。早急な勤務条件の改善に向けて、県としての以下の取り組みを行うとともに、民間医療機関の模範となるよう公立病院の労働環境の改善を図ること。
 - (1) 医療機関の労務管理者に対し、労働基準法令順守等の研修会の開催や労働条件改善の観点からの労働時間管理の徹底を要請するなど、看護職員の労働条件改善が図れるよう県内医療機関を指導するとともに、独自の支援策を検討すること。
 - (2) 夜勤交代制勤務については、「複数で月8回以内の夜勤体制」を基本として、より負担の少ない夜勤体制の確立を図るよう取り組むとともに、医療機関の指導を行うこと。特に子育て期間中に夜勤の負担を少なくできるような仕組みを設けること。
5. 地域医療介護総合確保基金の平成27年度予算案は公費ベースで総額1,628億円とし、医療分904億円（うち国分602億円）、介護分724億円（うち国分483億円）の予算額を提示しました。
都道府県は市町村からの市町村計画（事業計画・法第4条）の提出を求め、事業者等（医療機関、介護サービス事業所等）からの計画と併せ、5月頃をめどに市町村と事業者等とのヒアリングにおいて基金規模・内容を決定し、総合的な都道府県計画を作成し国に提出する流れとなります。すでに、

香川県に対して国は介護分として基金規模3.7億円(国費内示額2.5億円)が示されています。

については、医療分と合わせ具体的な内容を明らかにするとともに、市町ならびに事業者等(医療機関、介護サービス事業所等)からの要請を誠実に受け止めたうえで取りまとめを行い、官民間問わず公正・公平な観点から総合的に計画案を示し基金配分を行うこと。

八 環境・資源・エネルギー政策

1. 再生可能エネルギーの活用は、今日の社会的な要請でもあり、日照時間の長い本県の地域特性からして、太陽光発電システムを推進するため、県独自の補助制度を継続すること。
また、県は平成27年度末までに2万件を目標にしているが、これまでの補助制度の利用状況を明らかにすること。
2. 民間企業等でも占有許可を取得すれば、県有の土地や施設のみならず、県が土地及び施設管理をしている道路法面においても太陽光発電システムの設置が可能となったとのことであるが、実際にこの制度を利用して施設を設置した件数や事例を明らかにすること。
今後、公共用地等の有効活用が図れ、かつ占用料収入が見込める場合、積極的なPRを検討すること。

九 交通政策

1. 「四国の鉄道高速化検討準備会」の調査では、四国におけるフル規格新幹線整備の妥当性が確認されており、「四国の鉄道高速化検討準備会」も「四国の鉄道高速化連絡会」へ名称を変更し、四国新幹線の整備計画への格上げをめざして取り組みを行っている。鉄道の抜本的高速化は、将来の鉄道ネットワークの維持および地域経済活性化のために必要であり、香川県としても鉄道の抜本的高速化に向け取り組みを強化すること。
2. 坂出北インターチェンジフル化について、香川県選出の国会議員や坂出市、地元各種団体の要望により、国土交通省は準備段階調査の対象に選定した。調査が円滑に進めば計画を立てるため、地区協議会を立ち上げなければならない。
フルインター化によって、坂出市が四国の防災拠点となり、相次ぐ企業撤退の阻止や既存企業の発展に繋げ、安定した雇用を創出することで県の人口減の歯止めになる観点からも、坂出北インターフル化に向けて積極的に取り組むこと。
また、地区協議会を立ち上げる際には、県も積極的に参画すること。
3. 人口あたりの交通事故や交通事故死者数が、全国でもワースト上位の状況にあり、とりわけ高齢者ドライバーによる事故が増加している。公共交通網の脆弱な香川県では、移動手段として自家用車は欠かすことができず、現状のままでは、自覚やマナー向上など本人任せの対応にならざるを得ない。まずは、自家用車に頼らない移動環境を整えるため、各市町と連携し自治体を超えた公共交

通体制の構築に取り組むこと。

4. 高齢者の運転免許返納による優遇制度は、免許の有効期間内での「自主返納」が要件となっているが、中には自発的に免許更新をしない高齢者も存在しており、優遇制度の適用に対する不公平感も訴えられている。申請の有無に関係なく、自らの意志で自動車の運転を放棄した高齢者に対して、公平感のある制度を構築すること。
5. 高松市がはじめたＩＣカードによる利用促進策は実効性が高いほか、利用実態をつかむにも効果的である。さらに高齢ドライバーによる交通事故の発生についても公共交通機関への利用誘導は有効と考える。については全県的に拡げるため、県内の主要交通機関にＩＣカード読み取り機を設置するなど県が中心になって取り組むこと。
6. 昨年からはじめた貸切バス新運賃制度は本来の適正価格に戻ったものであり、安全輸送の確保のほか、低賃金・長時間労働による深刻化する運転手不足の処遇改善も期待されている。安全・安心への期待は路線バスでも同様であり、地方バスへの補助金についても貸切バスと同様な考え方で算定すること。
7. 災害時のバス・タクシーへの燃料供給に対し、昨年回答では「石油商業組合と協定を締結しており、人員輸送にあたる公共交通機関への燃料供給にも対応するものと考えています」と示されているが、東日本大震災では、バス・タクシーも一般車両と同様にスタンドにできた長蛇の列に並んで給油せざるを得なかった。災害時の人員輸送にあたる公共交通機関への優先的な燃料供給を確実に実行すること。
8. 離島交通政策としてのフェリー利用者に対する直接支援を行う制度に変更するよう国に働きかけること。同時に支援対策の条件としている「離島地域での唯一の交通手段であること」を「離島地域での交通手段であること」に変更するよう働きかけること。

また、国の対策が実施されるまでの間、関係自治体と連携し、県の独自支援策を実施すること。
9. 離島交通においては、航路による盛衰が顕著である。県として全ての航路を存続させる立場で、採算性の均衡化・利便性の向上のため、事業者が協力しあえる環境を構築すること。
10. これまでの架橋・高速道路政策によって疲弊しきった本四航路事業者は、昨年４月から始まった新たな架橋・高速道路料金制度により壊滅的な打撃を受けることとなった。特に宇高航路が受けた影響は甚大であり、今年３月より航路事業者は合理化策として減船・減便を行い地域交通の利便性を著しく低下させている。現在、四国運輸局所管の「宇野高松間地域交通連絡協議会」において航路維持に向けた協議が行われているが、未だ支援内容が決まっていない。

宇高航路は県の経済を支える人流・物流網の一旦を担っており、近年に発生が予想される東南海地震などの災害時の物資輸送や代替輸送としても重要な海上公共交通機関であり、「海の県道」とし

て、陸上の県道と同等の施策が講じられるべきである。県として、航路が存続可能な施策を早急に講じること。

11. 船内廃棄物について、MARPOL条約の批准に伴う国内法の改正により海上投棄や焼却が制限され、陸揚げせざるを得ない状況にある。平成24年12月に国土交通省より「港湾における船内廃棄物の受入に関するガイドライン」が発行され、その中で港湾管理者の責務として、「廃棄物処理施設や廃棄物の処理場所が確保されるよう、これらの建設または配置について港湾計画等に定めること」と記載されている。

しかし、県内の多くの公共バースや私設バースにおいて、廃棄物処理業者の紹介などの対応に留まっており、船内廃棄物を陸揚げが出来る施設が整備されておらず、船内生活に支障をきたしている。

港湾管理者である県は、県内の港や公共岸壁における船内廃棄物の受け入れ施設を早急に設置すること。

十 食料・農林水産政策

1. 香川型農業の活性化について

- (1) 環境保全型農業直接支払対策について、支援対象をさらに幅広くするよう国に働きかけること。
特に、土耕栽培以外でも、環境にやさしい農業を実践している場合には、支援対象とするよう国に要請すること。
- (2) 遊休農地について、昨年の回答では「権利の過半を有する者が確知できない場合は、公示手続きを経て、農地中間管理機構による農地中間管理権の設定についての裁定申請ができるように緩和されている」とあるが、その状況について明らかにすること。
- (3) 水田の洪水防止機能を保全するため、中山間部の棚田での水稻栽培に対して、県として国の助成の上乗せを行うこと。
- (4) 鳥獣害対策として、個体数の適正管理を行うこと。特に、中山間部、島嶼部でのイノシシ被害が拡大しており、営農を中止する農業者が非常に多くなっている。これ以上放置すれば、イノシシの掘り起こしによる土砂災害の発生も懸念される。
適正数を超えていると判断される場合は、行政が主体となって減少が直ぐにでも実感できる施策（駆除）を展開するとともに、継続的な対策（ホルモン剤を利用した雌の不妊化など）を早急に実施すること。また、それら対策の研究開発について関係機関に要請すること。
- (5) 獣肉の市場化は、安定的な獣害防止策としても有効である。関係自治体や団体などと連携し、安全性を確保するために公設加工施設を設置すること。

- (6) 石積工法は、自然を守り景観を保全することに加え、農家にとって部分的な崩落時には、安価で手軽に修復できる工法である一方、技術の継承が危惧されている。そこで、棚田保全工事においては、石積工法を採用し、技術継承を図ること。
- (7) 口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザなどの家畜伝染病は近隣諸国で継続的に発生しており、本県でも発生リスクが高い状態が続いている。万一の発生時には、蔓延防止のため発生農場や消毒ポイントで徹底した防疫措置が行われることと思うが、当該農場に関係する飼料・資材メーカーや運送業者でも車両消毒などの対策は不可欠である。
- 疑い事例の発生時は、関係事業者への速やかな情報提供とともに防疫措置に関する指導を行うこと。また、防疫措置には各種防疫資材や作業員の配置なども必要であり、これらの経費に対する支援も行うこと。
- (8) 豚流行性下痢については、国内で7年振り（平成25年）に確認されて以降多くの都道府県で発生し、去年は本県でも発生した。豚流行性下痢には、衛生管理の徹底はもちろんのこと、ワクチン接種によりウイルス侵入時の被害低減を図ることも重要な対策であることから、ワクチンの安定供給体制を確立すること。
- (9) 農林水産業の生産者が、その生産物の付加価値を高めるための加工や流通まで手掛ける農林水産業の「6次産業化」は、地域の活性化に繋がる雇用創出策でもある。新たに「かがわ6次産業化推進センター」も設置されたことから、より積極的な施策を展開すること。
- 特に、農林漁業支援ファンドや民間の資金を活用した新たなビジネスモデルの創出に向けた取り組みを強めること。また、資金調達能力を有している香川県農協や漁協等に対しても、自らが「6次産業化」施策を実践して地域振興の牽引役を担ってもらおうよう、県から働きかけること。

十一 教育政策

1. 労働教育について

連合が2014年10月に実施した調査によると、「学校で労働教育の知識を学んだ」ことがある若年労働者は70.9%に及んでいますが、29.1%は学んだことがないと回答しています。一方で、「働いていて困った経験がある」若年労働者が約6割おり、そのうち3人に1人が「何もしなかった」と回答しています。また、全体の約7割が「働く上での権利・義務を、学校教育でもっと学びたかった」と回答しています。

若年労働者が、学校で身につけた労働教育の知識を職場で活用できる環境整備をはかるため、以下の内容で労働教育の充実およびカリキュラム化の推進に取り組むこと。

(1) 労働教育のカリキュラム化の推進について

働く上で必要なワークルールや労働安全衛生、使用者の責任、国際労働機関、経済状況や雇用問題に関する知識を活用できるよう、労働教育のカリキュラム化を推進すること。

(2) 学校における労働教育の充実について

- ① 教員がロールプレイやワークショップなどの手法を研究する、あるいは出前講座を受け入れるための時間を確保するなど、働くことの意義や知識を学び活用するための条件整備を行うこと。
- ② 労働組合役員やOB・OGなど外部講師による出前講座や職場見学の機会などを含め、働くことの意義や知識を学ぶ時間を設定すること。

2. 教育格差の解消について

2010年時点で大学進学者のうち5割以上が奨学金を受給し、その奨学金の利用状況も無利子奨学金：1に対し、有利子奨学金：2の状態である。学費の増加ならびに生活費のために、経済的に厳しい学生では、アルバイトに追われ学業に集中できない状況もある。またひどい場合はブラックバイト問題に巻き込まれるケースもある。

先に述べた奨学金においても、卒業後には多くの借金を抱えて社会人になることから、就職後の賃金等に関わらず負担も大きい。

修学を望む学生が、格差なく勉学に励み、社会に巣立ち貢献するためにも、以下の奨学金の拡充を求める。

- (1) 経済的なことなど一定の条件を付したうえで、給付方式の奨学金制度を創設すること。
- (2) 有利子奨学金の負担を減らすためにも、無利子奨学金の枠を広げること。
- (3) 企業・団体・自治体等と連携した、新たな奨学金制度の検討を行うこと。

3. 子どものインターネット環境について

インターネットは便利で有用なツールとしてここ20数年で定着し、携帯・スマートフォン・ゲーム機などの普及と相まって、時と場所を選ばず世代を超えて活用するようになった。しかしながら、使い方を誤ると被害を被ったり、悪意は無くとも加害者になることもある。

有用なツールであるからこそ、若年期から正しい使い方を知ること、そして保護者を含めた大人たちが安全に安心して利用できる環境を整えることが必要である。

教育委員会は「さぬきっ子安全安心ネット指導員」の養成と、同指導員の派遣事業を行っているが、更に幅広く多くの県民に理解を促進する取り組みを行うこと。

4. 進学時の情報連携

子どもが小学校から中学校に進学した時など、現場では教師間や学校間で児童の特徴や友人関係など、要支援児童等の情報引き継ぎを行い、環境が変わる進学時のケアを心がけている。

いじめ、問題行動等の未然防止に配慮していることであり、機能すれば有用な取り組みであると考えられる。

ぜひ保護者も含めた必要な情報連携のしくみを市町教育委員会とともに検討すること。

5. 養護教諭の増配置等

一昨年の養護教諭の複数配置する学校の増要求に対し、国に配置基準の見直しを求めるとの回答であったが、県独自で一定規模以上の学校等には複数配置を行うこと。

また校内での緊急の病気やけがに対応するため、近隣病院等と緊急連絡体制や医師・看護師の派遣等の手順を学校毎に設けること。